

まちづくり

まちづくりコンサルタント派遣制度

区民のグループが建物の共同化やまちの生活環境の改善について話し合いをする場合、区に登録されている専門的な知識をもったコンサルタント(建築士、不動産鑑定士等)を派遣する制度です。

(1)派遣について…各総合支所まちづくり課まちづくり係(P24・25参照)

(2)登録について…開発指導課開発事務係
 ☎3578-2222

都心共同住宅供給事業

住宅課住宅支援係……………☎3578-2223・4
 FAX3578-2239

防災性の向上や良質な住宅の供給促進を図るため、2人以上の敷地を共同化することにより共同住宅を建設する場合や老朽マンションを建て替えようとする場合等に住宅をつくり、空地を設ける等の一定の要件を備えたものに対して、建設費の一部を補助する制度です。

開発行為の許可

開発指導課開発指導係……………☎3578-2226～8
 FAX3578-2249

開発規模が500平方メートル以上の開発行為には許可が必要です。

景観協議

開発指導課景観指導係……………☎3578-2231・2

建築物・工作物の新築・増改築や外観の色彩の変更等は、建築物等の規模や地区によって、景観に関する事前協議と届け出が必要です。

また、東京都屋外広告物条例に基づく許可申請が必要な屋外広告物の表示または設置等をする場合にも事前協議が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

路外駐車場の届け出

地域交通課交通対策係……………☎3578-2262
 FAX3578-2369

駐車スペースの合計が500平方メートル以上で、かつ誰もが利用可能な時間貸の有料駐車場を路外に整備する場合は、路外駐車場の届け出が必要です。

また、上記路外駐車場で建築物に付属しない場合は、特定路外駐車場の届け出が必要です。

詳しくは、お問い合わせください。

市街地再開発事業

開発指導課再開発担当……………☎3578-2245～8
 FAX3578-2249

民間(組合・個人・会社等)、地方公共団体等が施行者となって、土地の高度利用と公共施設の整備を図り、都市機能の更新を進める事業です。

